

京 都 大 学 人 権 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(人権委員会)</p> <p>第1条 京都大学に、同和問題等人権問題及びハラスメント問題（以下「人権問題等」という。）に関する重要事項を審議するため、京都大学人権委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(中 略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(人権委員会)</p> <p>第1条 京都大学に、同和問題等人権問題及びハラスメント問題（以下「人権問題等」という。）に関する重要事項を審議し、<u>並びに障害を理由とする差別に関する紛争解決のための調整を行う</u>ため、京都大学人権委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p><u>(小委員会)</u></p> <p><u>第5条の2 委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。</u></p> <p>附 則（令和6年達示第91号） この規程は、令和7年1月21日から施行する。</p>